

「東久留米市再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業」に係る質問回答書

番号	区分	ページ	事項	質問事項	回答事項
1	要求水準書 様式集	P20 P25	別紙4 価格提案書	要求水準書では、予備線契約も仕様として指定されているが、価格提案書での記載項目がない。 価格提案書での料金単価の記載は、常時供給電力の単価のみを記載することで構わないか。	予備線契約単価については、基本料金の右側空欄に記載してください。
2	要求水準書 様式集	P20 P25	別紙4 価格提案書	燃料調整費単価の取り扱い等、料金単価以外の供給条件についての指定はないのか。 (地域の旧一般電気事業者の小売部門と同一単価を想定している場合は特段の記載不要など)	燃料費調整額等については、関東管内の旧一般電気事業者が適用する単価と同一単価を適用する場合は記載不要です。
3	様式集	P24	6.価格<電力供給>	「・・・1年あたりの電気使用量見込みから定めたベースラインを上回る提案は失格とする。」とあるが、この電気使用量見込み及びベースラインを開示して頂きたい。	「関東管内の旧一般電気事業者の小売部門が公表する電気需給約款の電力料金単価及び1年あたりの電気使用量見込みから定めたベースラインを上回る提案は失格とする。」の一文を削除します。
4	公募要領	P3	5.5電力供給	これまでの入札実施により、旧一般電気事業者の公表する料金より大幅に削減されているとの記載があるが、提案するシステム検討の中で現行料金の評価したいため、案件番号2020-00001令和2年度比が東久留米市本庁舎で使用する電気の購入についての入札仕様書を開示していただけないか。	令和2年度の基本料金単価(本線)は561.00円/kW、(予備線)は85.80円/kW、電力量料金単価は(夏季)16.44円/kWh、(その他の季)15.28円/kWhとなっており、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該区域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件によります。 入札仕様書については、別添をご参照ください。
5	公募要領	P5	11.1共通事項 (3)共同企業体の構成員	構成員の変更及び追加はやむを得ない事情が生じた場合は、東久留米市が認めた場合に限り認められるとありますが、具体的にはどのような場合を想定されていますでしょうか。	本事業の実施にあたり想定していた技術者等の傷病、退職、死亡等や、実施予定の事業者が自然災害等に見舞われ事業の遂行が不可能となった場合を想定していますが、その他事業遂行にあたり市と協議の上、真にやむを得ないと判断される場合において変更及び追加を認めることがあります。
6	公募要領	P7	13選定方針	「別に定める審査要領に基づき審査を行う」とありますが、審査要領は公表されないのでしょうか。	審査要領については、13選定方針及び17.1審査基準を取りまとめたもので、公表は行いません。
7	公募要領	P10	17.1審査基準	評価項目と評価の視点、配点は明示されていますが、得点基準を明示していただくことは可能でしょうか。併せて、相対評価なのか絶対評価なのかも教えていただきたい。	採点は絶対評価で行います。
8	公募要領	P11	17.2第二次審査	①審査員は何名を予定されていますでしょうか。 (配布資料準備のため②デモ機による実演や動画を使ったプレゼンテーションは可能でしょうか。時間以外に制約があるようでしたらご教授願います。	審査員は6名です。 デモ機による実演や動画を使用したプレゼンテーションも可能です。 時間内であれば特段の制約は設けませんが、提案書に記載された以外の提案を新たに行うこと及び新たな資料の提出は認めません。
9	要求水準書 様式集	P10	8.4工事条件(7) 下請企業	「東久留米市内に本社(店)を有する企業を優先すること」とあるが、具体的にはどういった内容を指すのでしょうか。 またこの項目の要求水準を満たさない場合、評点にどのような(何点)影響があるのでしょうか。	地域経済の振興や市内事業者育成の観点から、施工等を行う際に、東久留米市内の事業者を下請負等により参画させることを想定しています。 なお、この項目を満たさなくとも、評点には影響はありません。
10	様式集	P6 P7	様式4-2-1 様式4-2-2	文中に「建築設備設計士」とあるが「建築設備士」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり「建築設備士」に訂正します。

11	様式集	P16	様式9 提案書	フォントや文字サイズの指定はございますか。 提案する内容は、様式の枠内に収まるよう調整すべきでしょうか。それとも枠を拡大してもよろしいでしょうか。 図や表は枠内に入れた方がよろしいでしょうか。それとも別紙にして添付した方がよろしいでしょうか。	フォントや文字サイズの指定はありませんが、できるだけ読みやすいフォント、文字サイズ等を使用してください。 様式は必要に応じて拡大して作成してください。 図や表など、様式内に入らず、別紙として添付しても構いません。
12	様式集	P24	6.価格	価格について「様式13へ記載すること」とありますが、当該書式がありません。 「様式10」の誤りでないでしょうか。 また提案価格の内訳細目を記載する欄がありませんが、提案書提出時には不要でしょうか。	ご指摘のとおり「様式10」に訂正します。 提案価格の内訳細目については、調査前であるため、詳細な内訳の提出が困難な場合を想定し、提出は必須ではありませんが、作成できる場合は任意様式で作成してください。
13	公募要領 様式集	P5 P6 P7	構成員 様式4-2-1 様式4-2-2	企業体の構成員について、一級建築士事務所登録があり且つ設備設計一級建築士若しくは建築設備士が在籍している企業が必須なのでしょうか。	設備設計一級建築士、建築設備士の在籍は、参加資格要件としては求めておりませんが、本業務の設計を確実に行える事業者としてください。
14	要求水準書	P5	5.2実施設計業務	見積書（数量表、RIBC2等）を提出する、とありますが、RIBC2を使用しなければならぬのでしょうか。	積算にあたり、根拠となる単価を示していただくことが可能であれば、RIBC2は必須ではありません。
15	公募要領	P8	8.4工事条件(6) 工事用動力等	工事に要する電力等をご提供頂けると在りますが、現場事務所の設置スペースをご提供頂くことは可能でしょうか？	現場事務所の設置スペースを提供することはできません。
16	要求水準書	P5	5事業内容 5.3施工業務 5.3a工事監理業務	施工・工事監理業務の契約期間との中で、実際の施工期間を分けた契約は可能でしょうか。	「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日国土交通省土地・建設産業局建設業課長）のとおり、一定の要件を満たす（工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合）と市が認めた場合には、現場代理人の常駐を要しないことも可能です。 また、監理技術者については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日最終改正）に基づき、市と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合に、特定の期間において、工事現場への専任は要しません。
17	公募要領	P6 P7	11.2参加資格要件	「自家用電気工作物の作業については、第一種電気工事士の資格を有する者が行うこと」とあるが、電気工事士法上の電気工事士等の資格が必要な作業以外は資格を保有しない者も作業可能と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおり、電気工事士等の資格が必要な作業以外は資格を保有しない方の作業も可能です。
18	公募要領	P1	4提案見込額	施工管理業務および保守運用業務には金額の記載が無いが、「①調査業務、②実施設計、③施工」の経費には含めず、それぞれ、随意契約を締結し、経費負担して頂く認識で良いか。 また、その場合、一部設備をリースやレンタル等、貴市が所有しない契約とし、保守・運用業務費としてご負担頂く事は可能でしょうか？	施工監理業務及び保守運用業務は、提案見込額を設定しておりませんが、調査業務、実施設計、施工には含めず、別途随意契約を締結し、それら業務に要する費用は市が負担します。 保守運用の中で必要となる設備等について、保守運用業務として契約金額に含めることは可能です。
19	要求水準書	P4	4前提条件	『需給バランスを最適化する「デマンドレスポンス」を効率的に運用』との記載がありますが、これは経済産業省が定める『卸市場価格の高騰時または系統信頼性の低下時において、電気料金価格の設定またはインセンティブの支払に応じて、需要家側が電力の使用を抑制するよう電力の消費パターンを変化させる』ことを示しており、この対応が必須との認識でよろしいでしょうか。	必須ではありませんが、イニシャルコストとランニングコストを勘案し、当市での運用において有効であると判断される場合に導入を行います。

20	要求水準書	P4	4前提条件 9.4.3停電時に必要とされる機能(3)	既設非常用発電機について、『建築基準法及び消防法に規定される機能を満たす設備であることから、常に必要設備への電力が供給できるだけの燃料を確保しておくこと』との記載と、『既設非常用発電機運転中に二次電池に充電することが可能であること』との記載がありますが、これは二次電池に充電することにより、燃料の消費が増えた場合に何かしらの対策をとることとの認識でよろしいでしょうか。またこの場合、既設非常用発電機の詳細の制御方法や現行のタンク容量と必要運転時間などが不明ですが、調査業務の段階で詳細を確認し、必要に応じて非常用発電機に接続されている負荷（法令上必要設備に該当しないもの）を非常用発電機から電気を供給しないこととして、法令で定められた基準を満足する方法でもよいのでしょうか。	既設非常用発電機の出力は500kWですが、実際の供給先はそれに満たないものとなっており、非常用発電機に接続されている法令上必要設備に該当しない設備負荷を非常用発電機から電気を供給しないようにする必要はないと想定しています。 二次電池に充電することで、燃料の消費が増え、当初の非常用発電機の運転時間が短縮される事態となった場合は、何らかの対策を取っていただきます。
21	要求水準書	P4	4前提条件	『「都補助金」を活用して実施するもの』との記載がありますが、補助金を活用する上での詳細の要求事項を教えてください。また、提案するシステムが補助金の要求事項に合致し補助金の対象となるかの確認は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	補助対象費目については、別紙1のとおりとなります。72時間を超えて電力の供給を行う部分は補助対象外となります。また、例として、電気自動車の充放電器は災害時にも活用できますが、通常は電気自動車の充電用として使用するため補助金の対象外となります。 その他、提案システムが補助金の要求事項に合致し補助金の対象となるかの確認については市で行います。
22	要求水準書	P4	4前提条件	『国補助金の活用が見込める場合』との記載がありますが、補助金の活用可否は応募事業者がその責において行うと考えてよろしいでしょうか。その場合、調査業務の際に確認すればよいのでしょうか。 また、確認の結果活用できないとの結論に至っても問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおり、補助金の活用可否は応募事業者が行うものとします。提案段階で活用が見込める補助事業があれば提案書に記載いただき、調査業務の際に実際に活用できるか確認してください。 確認の結果活用できないとの結論に至っても問題ありません。
23	要求水準書	P11	9.2再生可能エネルギー発電	『停電時の自立運転機能を備えていること。』との記載がありますが、『9.4.3 停電時に必要とされる機能』を満足することができれば、再生可能エネルギー発電単体でなく、二次電池、二次電池制御装置などを含むシステム一式で自立運転機能を備え、9.4.1(2)に記載された要求を満たせばよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書	P11	9.3二次電池設備	『二次電池設備』については、定置型蓄電池のみでなく、電気自動車などを含む二次電池設備と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	P12	9.4.3停電時に必要とされる機能(1)	停電時のシステムの切替えを自動化する場合、今回導入するシステムにて既設非常用発電機側の運転状態を監視・把握する必要がありますが、既設非常用発電機の仕様によっては困難となる可能性があります。現段階では詳細仕様を把握できないため、提案段階においては、詳細仕様を仮定した上でその旨を記載した提案資料を作成し、調査業務にて詳細を確認すればよろしいでしょうか。また、確認の結果自動化できないとの結果でも問題ありませんでしょうか。	開示期間中に関係資料を閲覧し提案に反映していただくか、詳細仕様を仮定して提案資料を作成してください。 確認の結果、自動化できなくとも問題はありません。
26	要求水準書	P13	9.4.3停電時に必要とされる機能(3)	既設非常用発電機の電源品質（電圧、周波数変動範囲等）によっては二次電池に充電することができない可能性があります。現段階では非常用発電機の詳細仕様を把握できないため、提案段階では詳細仕様を仮定した上でその旨を記載した提案資料を作成し、調査業務にて詳細を確認すればよろしいでしょうか。また、確認の結果自動化できないとの結果でも問題ありませんでしょうか。	

27	要求水準書	P13	9.4.3停電時に必要とされる機能(4)	三相 200V 対応は必須でしょうか。それとも加点要素でしょうか。加点要素である場合、どこに含まれるのでしょうか。	必須要件ではありません。加点要素として6独自提案に含まれます。
28	要求水準書	P13	9.4.3停電時に必要とされる機能(5)	電気自動車を二次電池として活用する場合、『外部供給』とは『庁舎で通常時に利用していない車を二次電池とすること』、若しくは『通常時に庁舎で使用している車が停電時に庁舎以外の場所で充電すること』を示すと考えてよろしいでしょうか。	「外部からの供給なしに」とは、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという前提のため、電気自動車を二次電池として活用する場合、「通常時に庁舎で使用している車が停電時に庁舎以外の場所で充電すること」を示します。
29	要求水準書	P13	9.6保証	貴市としては具体的にどの様な保証を求めているのでしょうか。また、提案内容の評価方法について教えて下さい。	メーカー保証はもちろんのこと、それ以外の提案事業者の独自保証を想定しています。 システムが安定して使用できる保証であるかを評価します。
30	要求水準書	P13	9.7(1)データ計測	『累積充電量を計測』との記載がありますが、システムの運用や二次電池の劣化具合の判断など通常想定される用途において、貴市と協議の上、不要と判断された場合には計測、把握できなくても問題ありませんでしょうか。	当市と協議の上、不要と判断された場合において、計測、把握できなくても問題ありません。
31	要求水準書	P18	別紙2	市保有の電気自動車への改造は可能でしょうか。 車両を使った災害時の電源活用を実施するために車載器の設置を検討しております。車載器本体はインパネ内部に設置可能であり外観上の変化はありません。通常使用に影響はありません。また、原状復帰可能です。	提案システムの実現に必要な範囲内での改造は可能としますが、提案書内で具体的な車載機のイメージやその役割、改造方法についてお示しください。 また、本来の性能を損なうもの、保安基準に適合しなくなるものの設置は認められません。
32	要求水準書	P4	4前提条件	非常時に庁舎敷地外からEVを調達し災害時の電源として活用する形式は本事業の要求水準を満たすのでしょうか	庁舎敷地外からEVを調達することは「外部からの供給」にあたるため本事業の要求水準は満たさないものとします。
33	要求水準書	P4	4前提条件	最低限確保しないといけない電力量は10kW でのいいのか？ また、その電源種別（単相、三相、100V、200V等）ごとの必要電力と電力を使う時間（24時間もしくは日中のみなど）は？	出力10kWを72時間継続して確保することを求めています。設置場所、価格により、確保できないと判断する場合は、確保できる最大限の容量を提案してください。また、10kW以上の確保が可能である場合は、設置場所、価格を勘案して提案してください。 単相200V及び三相200Vは必須とはしませんが、対応が可能となる場合は、以下の機器へ電力を供給することを想定しています。 無線操作室、会議室、無線機械室の空調（室外機）、汚水ポンプが使用できるようにする場合、三相200Vが必要となります。空調機は常時、汚水ポンプは必要に応じて使用します。 単相200Vは空調（室内機）、既設の電気自動車充電器を使用する場合に必要となります。空調は常時、充電器は必要に応じて使用します。
34	要求水準書	P18	別紙2	現状導入済みの充電設備の仕様をご教示ください。 また、今後、EV車両を追加導入する計画、充電器を設置する計画はございますでしょうか。	導入済みの充電器はパナソニックDNE3300K（1台）、同DNH321K（2台）です。 要求水準書「別紙2」以外のEV車両の導入予定、充電器の設置予定は、現段階ではありません。

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 令和2年度 東久留米市本庁舎で使用する電気の購入
- (2) 需要場所 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市本庁舎
- (3) 業種および用途 官公署（事務所）
- (4) 契約種別 業務用電力のみ

2 仕様

(1) 供給電気方法等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 2回線受電
- カ 自家発電設備 625kVA（1台）
25kVA（1台）
- キ 蓄熱槽 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 (要求水準書)別紙4のとおり
契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。
また、予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。
- イ 予定使用電力量
- ウ 最大需要電力（実績） (要求水準書)別紙4のとおり
- エ 使用電力量（実績） (要求水準書)別紙4のとおり
- オ 予定平均力率 100%

(3) 契約期間

令和2年4月1日0時から令和3年3月31日24時まで

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針
- ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 保安上の責任分界点等

- ア 需給地点
(常時電力) 東京電力株式会社の供給用配線箱内における東京電力株式会社の母線と東久留米市の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点
(予備電源) 東京電力株式会社の供給用配線箱内における東京電力株式会社の母線と東久留米市の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点

- イ 電気工作物の財産分界点 上記需給地点と同じ
- ウ 保安上の責任分界点 上記需給地点と同じ

(6) 現行供給者及び現行契約期間

- ア 現行供給者
- イ 現行契約期間 平成31年4月1日0時から令和2年3月31日24時まで

3 使用電力量の計量及び通知

- (1) 使用電力量等の計量については、原則として毎月1日とする。
計量結果については別紙③に準じて、主計量及び予備線分における計量器について速やかに総務部管財課へ通知をする。
- (2) 計量結果の通知等について疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い疑義についてただしていく。

4 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定は、1か月（毎月1日から当該月の末日まで）の使用電力量により算定する。
- (2) 電気料金の算定は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
 - ア 基本料金（常時電力）
常時電力基本料金単価×契約電力×（185－力率）／100
 - イ 基本料金（予備電力）
料金の算定にあたり、当該区域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する予備電力基本料金単価に予備電力係数を乗じた額とする。
 - ウ 電力量料金
使用電力量×電力量料金単価
 - エ 燃料費調整額
使用電力量×燃料費調整単価
料金の算定にあたり、当該区域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価により調整を行うものとする。
 - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金
当該区域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。
- (3) 電気料金の請求に際しては、別紙④に準じて、当該月電気料金の詳細内訳を総務部管財課へ提出する。

5 契約方法、積算方法、支払方法

- (1) 契約方法
 - ア 基本料金単価及び電力量料金単価を定め、月ごとに契約電力及び使用電力量に応じて支払う単価契約とする。
 - イ 予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減があつたとしても基本料金単価及び電力量料金単価の変更は行わない。
- (2) 積算方法
入札内訳書を基に、基本料金単価、電力量料金単価を定め、総価を算出する。

(3) 支払方法

ア 毎月後払いとする。

イ 1か月ごとに、請求に基づき、当該請求書が適法であると認められる場合は、これを受理した日から30日以内に支払う。

6 その他

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

(2) 力率の変動、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(4) 「東久留米市電力の調達に係る環境配慮方針」を遵守し、環境への負荷の軽減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに努める。

(5) 契約を締結した後において、経済事情等の変化等により契約単価が不相当となったときは、双方協議の上契約単価を変更することができる。ただし、当該区域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件の変更の場合には上記標準条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。